

カトリック丹波教会小教区評議会規約

(名称)

第1条 この会は、カトリック丹波教会小教区評議会と称する。(以下、小教区評議会といふ。)

(目的)

第2条 カトリック丹波教会が、京都司教区の教えと方針に従い、福音宣教する共同体となるという、共同宣教司牧のために資する運営を行うために、この小教区評議会を設置する。

(主宰)

第3条 評議会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰します。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

(評議員)

第4条 小教区評議会は次の評議員で構成される。

- (一) 役員
- (二) 各部会の正・副代表者
- (三) 奉獻生活者

(評議会の開催)

第5条 小教区評議会は、ブロック担当司祭団が招集し、月一回程度開催する。又、必要に応じて臨時に開催できる。

(審議事項)

第6条 小教区評議会は、小教区の運営活動全般に関わる事柄について審議し決定する。その主な事項は以下の通りとする。

- (一) 小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）
- (二) 宣教司牧方針に基く年間行事
- (三) 予算及び決算の承認。並びに予算外の支出の承認
- (四) 部会及び任意団体・グループ等の設置並びに改変
- (五) 評議会規約の変更
- (六) その他重要事項

(決定及び承認)

第7条 小教区評議会は、全評議員の過半数の出席により開催される。

- 2 審議により、出席評議員の合意を得た事項は、ブロック司祭団の承認を受け決定、実行される。

(役員の選出及び任期)

第8条 小教区運営に奉仕する信徒の代表者である役員は、次の方法で選出される。

- (一) 選出方法は、満20歳以上の信徒による推薦選挙を行い、その結果を参考にブロック担当司祭団が選出し、任命する。
- (二) この選挙は、新しく選ばれる役員の前年度の役員が選挙委員会を構成召集し、その告示により行われる。
- (三) 役員の定数は3～4名とする。
- (四) 役員の任期は2年とし、特別な場合を除き連続2期にわたる再任は行わない。

(役員の任務)

第9条 役員はブロック担当司祭団と共に、小教区における共同宣教司牧のチームとなつて、小教区全体の運営について調整すると共に次の役割を担当する。

- (一) 小教区評議会の開催準備及び議事運営とその記録
- (二) 小教区の代表として、ブロック会議や対外会議への出席
- (三) 信徒管理に関して司祭が行う教会事務等の補佐
- (四) その他

(部会)

第10条 小教区評議会で決定された運営活動の執行機関として、部会を設置する。

- 2 部会は、教育部・典礼部・広報部・施設管理部及び財務部とする。
- 3 部会を構成する部員は、小教区に属する信者から公募する。但し、財務部はブロック担当司祭団と役員が協議し、ブロック担当司祭団が指名する。
- 4 部会は2名の代表者を選出し、その任期を2年とする。但し、再任は連続2期までとする。
- 5 部会の活動内容や部会間の調整等は適時、小教区評議会で確認し決定する。
- 6 部会の業務分掌は、別に定めて公示する。

(その他の活動部会)

第11条 上記の部会以外に必要に応じ、その他の部会を設置することができる。

- 2 この部会は責任者を定め、その活動方針や活動内容をその都度、小教区評議会に報告しその承認を得なければならない。
- 3 この部会の責任者は、必要に応じてブロック担当司祭団の承認のもと、小教区

評議会

～出席しその部会からの要望等を述べることができる。

(小教区総会)

第12条 小教区総会を、その年の初めごろ開催する。又、必要に応じ臨時に開催できる。

2 小教区総会の目的は、小教区評議会で決定されブロック担当司祭団が承認した事項について信徒への周知を図ることにある。

3 信徒は、この場で小教区の運営活動等について自由に意見を述べることが出来る。

4 小教区総会は、ブロック担当司祭団が招集する。

(会計監査)

第13条 教会財務全般を精査し、その健全性を確認する会計監査役を置く。

2 毎年度末の一定期間の役務とする。

3 会計監査は複数とし、役員と協議の上、ブロック担当司祭団の指名とする

(付則)

本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

(付記)

本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

+ ハウロ 大塚 喜直

